証券コード　8369

平成22年６月８日

株主のみなさまへ

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地

株式会社　京都銀行

取締役頭取　柏原康夫

第107期定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととおよろこび申しあげます。

さて、当行第107期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成22年６月28日（月曜日）午後５時までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成22年６月29日（火曜日）午前10時

２．場　　所　京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
当行本店７階ホール

３．目的事項

報告事項
１．第107期（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）事業報告の内容、計算書類の内容報告の件
２．第107期（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役12名選任の件

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

［書面による議決権行使］

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

［電磁的方法（インターネット等）による議決権行使］

後記の「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、パソコンまたは携帯電話から議決権行使サイト（http://daiko-sb.gcan.jp）にアクセスし、画面の案内に従って議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

［重複行使の取扱］

議決権行使書用紙とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。

また、インターネット等で議決権を重複して行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものといたします。

以　上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

○株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.kyotobank.co.jp/investor/index.html）に修正内容を掲載させていただきます。

添 付 書 類

第107期（平成21年４月１日から 平成22年３月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

⑴ 事業の経過および成果等

銀行の主要な事業内容

当行の本店ほか支店等においては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務等を行い、地域に密着した事業活動を推進いたしております。

金融経済環境

当期のわが国経済は、リーマンショック後の戦後最大級の急落の後、中国をはじめ新興国向け輸出の回復と大型景気対策等の政策効果に支えられ、自動車や電気機械関連産業等でいち早く生産が持ち直すなど、昨春をボトムに、以降緩やかな改善基調をたどりました。ただ、こうした持ち直しの動きも、内需型産業や中小企業への波及といった裾野の広がりには乏しく、一方で、雇用や所得環境の改善の足取りが重い中、エコカーやエコ家電など政策効果に支えられた一部の耐久消費材を除けば、一般個人消費は厳しい冷え込みが続いたほか、住宅投資や企業の設備投資も長期にわたる低迷を余儀なくされました。このように、総じてみれば、輸出依存の回復と内需低迷によるデフレの共存、さらには、設備や雇用の調整圧力の高止まりといった課題を抱えたまま、民需主導の自律回復の芽を模索するという、引き続き厳しい状況のもとで期を終えることとなりました。

事業の経過および成果

以上のような事業環境の中にありまして、当行は株主の皆さまをはじめお取引先各位の絶大なご支援のもとに、役職員一同総力を結集して経営の効率化と業績の向上に努めました結果、第107期の決算は次のとおりとなりました。

まず、預金につきましては、個人預金ならびに法人預金ともに順調な伸びを示しましたことから、期中2,390億円増加いたしまして、期末残高は５兆7,728億円となりました。一方、譲渡性預金は、公共部門ならびに金融法人部門の増加により、期中537億円増加して期末残高は5,389億円となりました。この結果、預金および譲渡性預金の合計では、期中2,927億円増加いたしまして、期末残高は６兆3,117億円となりました。

また、貸出金につきましては、住宅ローンを中心に個人向け貸出が堅調に増加いたしま

したのに加え、企業向け貸出も、資金需要が盛り上がりに欠ける中でも積極的な対応で安定した増加基調を確保し、さらに公共部門の伸びも加わって、全体では期中2,132億円増加いたしまして、期末残高は３兆8,434億円となりました。

一方、有価証券につきましては、市場の動向を充分注視しつつ効率的な運用に努めました結果、期中4,182億円増加いたしまして、期末残高は２兆7,120億円となりました。なお、このうち時価会計に伴う評価差額（含み益）は、株式相場の回復などから期中1,672億円の大幅な増加となり、当期末現在では3,122億円を確保いたしております。また、商品有価証券の期末残高は２億円となっております。

次に損益状況について申しあげますと、当期も厳しい収益環境が続く中にあって、当行は、資産の効率的な運用・調達、および経営全般の効率化・合理化に鋭意努めました結果、有価証券利息配当金を中心とした資金運用収益の減少や、投資信託等預り資産部門における役務取引等収益の減少はありましたが、国債等債券関係損益において大幅な改善がありましたことから、本業の儲けを示す業務純益は、前年度比34億42百万円増加して384億25百万円を確保いたしました。

一方、資産内容の健全性向上の観点から、厳格な資産の自己査定により償却・引当等の対応を積極的に進めました結果、景気の低迷に伴うお取引先の業況悪化による貸倒引当金等、不良債権処理費用が増加いたしましたが、株式市況の回復により株式の減損処理額が大幅に減少いたしましたことから、経常利益は255億78百万円となり、前年度比123億80百万円の大幅な増加となりました。この結果、当期純利益も前年度比55億58百万円増加して155億88百万円となり、厳しい環境下にはありましたが、概ね堅調な利益水準を確保することができました。

次に、店舗について申しあげますと、当期中も近畿２府３県に６か店の新規開設を行い、広域型地方銀行としての成長戦略実現をめざして、営業基盤の一層の充実と積極的な営業エリアの拡大を図りました。

すなわち、まず足元の京都府下におきましては、昨年11月に府内では９年ぶりの新設となる長岡今里支店（京都府長岡京市）を開設し、宅地開発による地域の人口増加が著しい長岡京市における３か店目の店舗として、よりきめの細かい店舗網の構築で、利便性やサービスの一層の向上を図り、顧客の囲い込みと地盤固めを強化いたしました。一方、兵庫県内では、昨年４月に県内７か店目、尼崎市内では２か店目となるJR尼崎駅前支店（兵

庫県尼崎市）を開設し、再開発地域の広がる周辺地区の個人顧客を中心に預金や住宅ローンの拡大とともに、地元商店との取引推進など、兵庫県南東部での営業体制の強化を図りました。また、滋賀県内では、昨年６月に大津支店（滋賀県大津市）を開設し、個人・法人両面からの積極的な取引の推進のほか、行政機関などの情報収集を担う滋賀県内の基幹店としての運営をめざすとともに、本年３月には同県10か店目となる石山支店（滋賀県大津市）を開設し、滋賀県内の顧客基盤の一層の強化ならびにシェア拡大をめざしております。さらに、奈良県内では、昨年７月に県内６か店目となる生駒支店（奈良県生駒市）を開設し、大阪のベッドタウンとして新たな開発も進む店舗周辺住宅地等を対象に、預金獲得や住宅ローンの推進、さらには中小製造メーカーなど企業向け融資の拡大をもめざし、奈良県内における戦略の一層の強化を図りました。そして、大阪府内では、昨年11月に府内22か店目となる吹田支店（大阪府吹田市）を開設し、15台収容の駐車場を備えた利便性の高い店舗として、個人・法人両部門における有望マーケットの開拓に注力しております。

一方、これまでテナントビル内の空中店舗として営業を行っておりました店舗のうち、昨年６月には門真支店（大阪府門真市）を、同年10月には東大阪支店（大阪府東大阪市）を、さらに同年12月には奈良支店（奈良県奈良市）を、それぞれ地上店舗へと衣替えを行って新築移転し、中小企業向け融資の推進のみならず、住宅ローンや資産運用など個人向け営業も積極的に推進する総合店舗として、営業を一段と強化するとともに、駐車場や全自動貸金庫などを完備したことにより利便性の高い店舗へと転換いたしました。

以上の結果、当行の店舗数は、当期末現在150か店となりました。

一方、店舗外ＡＴＭ（現金自動設備）につきましては、当期中において北山出張所（京都市）、バザールタウン福知山出張所（京都府福知山市）、阪急高槻市駅前出張所（大阪府高槻市）、アピタ大和郡山店出張所（奈良県大和郡山市）、ＪＲ草津駅西口出張所（滋賀県草津市）などを新たに設置したほか、京阪電気鉄道株式会社および株式会社京阪カードとの業務提携による「ステーション ＡＴＭ エキバンク」を京阪電気鉄道の祇園四条駅にも設置して、各地域における店舗機能の補完を図りました結果、当期末の設置箇所数は、期中７か所増加して292か所となりました。

なお、株式会社セブン銀行とのＡＴＭ提携によりご利用いただける、各地のセブン－イレブンやイトーヨーカドーの店舗に設置している共同ＡＴＭは、期中618か所増加して当期末現在13,432か所にまで拡大するなど、ますます便利にＡＴＭサービスをご利用いただ

けることとなりました。

さて、当期中に推進いたしました主要施策、各種サービス等の充実強化策のいくつかについて申しあげます。

まず、法人部門における取り組みといたしましては、企業向け、とりわけ中小企業向け融資を様々な手法で拡大強化し、また、お取引先の多様なニーズにお応えして、地域経済の活性化をサポートするために、以下に挙げますような取り組みを積極的に推進いたしました。

すなわち、昨年５月には、新型インフルエンザの影響で大きな打撃を受けた観光関連事業者への支援策として、旅館やホテル、飲食業者、土産品店、タクシー会社などを対象に、観光関連事業者向け専用ローン「京銀観光支援特別融資＜賑わい＞」の適用金利を最大0.2%優遇する措置を実施いたしました。

また、同年６月からは、個人事業主向けの新たなカードローン「京銀ビジネスカードローン＜安心力＞」の取り扱いを開始いたしました。同ローンはオリックス・クレジット株式会社の保証が付くため、担保や保証人は不要で、最大５百万円までご利用いただける利便性・簡便性に富んだ商品としてご用意いたしました。

さらに、同年10月からは、地域の皆さまの生活に密着した社会インフラでもある開業医の資金需要にお応えする商品として、「京銀開業医向けローン＜医力満点＞」の取り扱いを開始いたしました。

このほか、対中国ビジネス進出企業への支援策としては、昨年７月に中国上海市において、地方銀行11行の共同開催による第４回目となるビジネスマッチング商談会「ものづくり商談会@上海」を活況のうちに開催いたしましたのに加え、本年１月には、当行をはじめ上海市に拠点を置く地方銀行５行による日系企業向けビジネス交流会を同じく上海市内にて開催し、中国での販路拡大や業務内容、取り扱い商品についての情報交換のための懇談会や個別面談会など、熱気に溢れた商談が繰り広げられました。

さて、長引く景気の低迷とともに、地域経済とりわけ中小企業の経営環境が日増しに厳しさを加える中で、昨年12月には「中小企業金融円滑化法」が施行され、中小企業の資金需要や返済条件変更などの申し出への真摯な対応など、一層円滑な金融仲介機能の発揮が改めて求められました。

当行におきましては、同法施行に先がけて、昨年11月13日にはいち早く「金融円滑化推

進委員会」を発足させ、審査部内に新設した「金融円滑化管理室」を事務局に、金融円滑化に関する取り組み状況等を一元的、かつ全行組織横断的に管理・推進する体制を整え、返済条件変更などを真に必要とする企業などに対しては、取引経緯や取引先の実情を踏まえ、より柔軟かつ迅速な対応をもって、自律的再生や成長に資する取り組みを、まさに地域金融機関における最も重要な責務と位置づけて、積極的な推進を図っているところでございます。また、こうした取り組みをより確かなものとするために、住宅ローンの項目で後記・ご説明いたしますところの、ご相談受付窓口の営業時間延長や土・日曜日のご相談窓口の開設など、よりご相談いただきやすいような受付体制の一層の充実も図りました。

さらに、経営不振に陥っている企業の再生支援につきましては、かねてより京都府中小企業再生支援協議会や京都信用保証協会との緊密な連携のもと、中小企業再生支援融資にも積極的に取り組むなど、金融の円滑化を通じた地域経済の再生・活性化への貢献に真摯な努力を傾けているところでございます。

次に、個人部門における取り組みといたしましては、引き続き住宅ローンの増量拡大を図ります一方、お客さまの資産運用業務の強化を図るため、投資信託や保険等の取り扱い商品を随時拡大して、品揃えの一層の充実を図りますとともに、資産運用セミナーの開催等によるコンサルティング・サービスやお客さまへのきめ細かいご相談能力の向上に努めております。

ちなみに、前期末（昨年３月末）現在では７か所のみにとどまっていた、平日午後５時までの営業時間延長店舗（「５時までご相談コーナー」）を、当期中においては本格的に拡大して対応を広げ、当期末現在では、全店舗のほぼ４分の３に相当する116店舗で営業時間の延長を実施しております。それぞれ延長した午後３～５時におきましては、現金はお取り扱いしないものの、住宅ローンはじめ各種ローンや資産運用などのご相談や、口座開設、カードの申し込みなどを、落ち着いた時間と雰囲気の中で承ることができるようになるなど、お客さまの利便性向上をさらに一歩推し進めました。

さらに、かねてより土曜・日曜の休日営業を行っておりました本店など５か所にある住宅ローンセンター（本店、紫野、帷子ノ辻、南草津、伊丹）に加え、同様に土曜・日曜の休日にも住宅ローン等個人ローンや資産運用等にかかるご相談・申込受付などを承る「ご相談プラザ」設置店舗を順次拡大するとともに、「休日専用住宅ローンご返済相談窓口」も設置し、さらに、電話相談にも応じるフリーダイヤル専用回線もご用意して、住宅ロー

ン相談業務の強化を図りました。ちなみに、当期末現在、「ご相談プラザ」設置店は46店舗（うち土・日曜日営業４店舗、土曜日営業42店舗）にまで拡大いたしました。このように、当行住宅ローン利用者で、このところの景気低迷の影響を受けて収入の減少に直面しているお客さまも少なくない中、会社員の方などでも来店しやすい週末（休日）に、返済額変更等、返済計画の見直しなどのご相談にもきめ細かく応じられる体制を、「中小企業金融円滑化法」施行のはるか以前から当行では整備強化いたしております。（先に触れました、中小企業における返済条件変更申し出のご相談等につきましても、上記の「５時までご相談コーナー」や休日「ご相談プラザ」でご相談いただけるよう、きめ細かい対応も実現いたしております。）

なお、昨年11月からは、お借入れの際に不動産担保の設定が不要な「京銀無担保住宅ローン」の取り扱いを開始いたしました。他金融機関でお借入れされている住宅ローンの借換え資金や借換えと同時にリフォームされる場合のリフォーム資金に加え、自己資金を50％以上ご用意される場合の住宅の新築・購入資金としてもご利用いただける商品としてご用意いたしました。

このほか、お客さまサービスの一環として、高齢者の方などにより優しい店舗をめざし、窓口カウンターなどで手続をされる際に、杖を掛けておける“杖ホルダー”を全店舗に設置いたしました。お客様サービス部が、顧客からの要望として吸い上げたご意見を実現したものであります。

さて、最後に、環境問題への対応をはじめ、社会貢献活動など、当行のCSR（企業の社会的責任）の取り組みについてご説明申しあげます。

まず、京都議定書が採択された地元京都の金融機関として、全役職員が一丸となって環境保全活動に取り組んでおりますが、新たに、昨年４月より毎月第３水曜日を「環境の日」と定め、本・支店すべてで19時に消灯を行って二酸化炭素（CO_2）排出量、すなわち電力使用量を削減するとともに、役職員が環境問題について考え意識を高める日としております。また、新規出店を中心に、屋上に設置した太陽光発電設備で電力使用量を賄うほか、屋上緑化や間伐材を使った看板、LED照明の導入などエコ店舗化を推進し、お客さまはもとより環境にも優しい支店づくりに努めております。

一方、環境問題にも直結した森林保全・森づくりの活動について、一昨年７月に当行ならびに山陰合同銀行などが中心となって発足した「日本の森を守る地方銀行有志の会」は、

当初８行によるスタートから、昨年半ばにはすべての地方銀行64行が参加するまでに活動の輪が広がり、同年12月４日には、京都市左京区の国立京都国際会館において「日本の森を守る京都サミット」を開催いたしました。全地方銀行64行各行のトップらが一堂に会したほか、林野庁・環境省などの行政、地方公共団体や一般市民にも参加を呼びかけて、森を守る大切さや森林保全の具体策、さらには銀行が果たすべき森林保全への役割などを話し合い、共同宣言の発表を行いました。地域との共生をめざす地方銀行同志が連携して森林保護・保全に向けた行動へと踏み出す大きなステップとなったものと確信しております。

また、京都府内の森林保全活動に取り組む「京都モデルフォレスト協会」の『森林づくり基金』に対し、環境テーマの社会貢献事業の一環として、当行が使用する用紙類の年間購入代金の10％と、当行の環境配慮型融資商品の実行額の0.01％の合計額について、３年間寄付を行うこととしておりますが、その第１年度分（'08年度分）として、昨年５月に3,397千円の寄付を実施いたしました。

このほか、昨年９月からは、当行ならびに京都の地元３信用金庫が京都府・京都市と連携し、店頭等に専用のポスターを掲示して、パンフレットも配布する等、広く府・市民にがんの早期発見などにつながるがん検診率の向上・啓発に向けた取り組みをスタートいたしましたほか、盲導犬の育成支援を目的に、本年１月から３月まで、ほぼ全本・支店においてラブラドルレトリバーをかたどった募金箱を設置して、盲導犬育成への理解と善意の募金を呼びかけました。

こうした様々な取り組みの一段の強化を図り、地域社会への貢献活動、社会的責任活動を通じて、地元で最も存在感のある銀行をめざしてまいります。

なお、当行グループについて付言いたしますと、当行グループは、当行および連結子会社７社で構成され、烏丸商事株式会社においては不動産管理・賃貸業務等、京銀ビジネスサービス株式会社においては事務代行業務等、京都信用保証サービス株式会社においては信用保証業務、京銀リース・キャピタル株式会社においてはリース業務・投融資業務、京都クレジットサービス株式会社、京銀カードサービス株式会社においてはクレジットカード業務、株式会社京都総合経済研究所においては経済調査、経営相談業務、ならびに会員事業「京銀プレジデントアソシエーション」運営業務等を行い、それぞれ地域に密着した事業活動を推進いたしております。

当期における当グループの営業の成果を申しあげますと、連結経常利益で267億37百万円、連結当期純利益で156億68百万円をそれぞれ計上することとなりました。

以上、当期の事業の経過および成果についてご報告申しあげますとともに、株主の皆さまから賜りました絶大なご支援に対しまして厚く御礼を申しあげます。

当行の対処すべき課題

いま、我々産業界は、「金融危機後の確かな回復」を模索する試練の状況の中にありますが、ただ一つ確かなことは、世界の需要構造をはじめ、経済・産業・社会構造が、金融危機の前と後ではその姿を大きく変え、我々はその変化に真正面から立ち向かわねばならないということであります。

当然のことながら、金融を取り巻く環境も様変わりし、世界的な自己資本比率等の金融規制強化策、国際会計基準改訂の動き、そして郵政民営化の見直し、さらには中小企業金融円滑化法への対応など目まぐるしい変化が襲い、一方で、金融商品取引法など利用者保護や、環境保護をも含めた金融機関への要請は一段と強まるなど、金融は今また新たな時代へと突入しつつあります。

とりわけ、中小企業金融円滑化法への対応は、金融機関の役割と責務、すなわち金融のあり方そのものが問われているものと認識しております。同法への対応として基本的な考え方を申しあげれば、今、我々に求められているのは、資金の供給だけにとどまらず、取引先企業の実態を充分に踏まえて、経営指導や再生支援のコンサルタント機能をしっかりと果たし、企業が新たな価値を高められるように、返済猶予後の企業を支えていくという役割であります。一方、混迷を深めるこの時代は、ある程度の痛みには耐えつつ、経済や産業構造の新陳代謝、すなわち、企業においては新規の参入と退出をも促し、わが国経済の真の活力を取り戻してゆかねばならない時でもあります。そうした中で、ただ無条件に返済猶予で延命措置を施すというのではなく、この法律の趣旨を、適切な支援で再生できる企業を見極め、その経営の改善をもって10年、20年を生き残り、新たに成長する企業へと変える重大な使命と受け止め、共存共栄の実現という形で、銀行経営にもそして社会にも役立つものとしてゆかねばならないとの視点に立って、積極的に取り組んでいくということでございます。

また、郵政民営化の見直しについては、預け入れ限度額や業務範囲の拡大方向に見られるごとく、ゆうちょ銀行に限らず、本来民間の補完とされるべき政策金融等が一人歩きを

し始め、官業の肥大化をも招きかねない現状が示している教訓は、我々民間金融機関自らがこれまで以上に、中小企業金融をはじめとする地域経済活性化のための民間本来の役割、すなわち円滑な金融仲介機能の向上と拡大や、リスクマネーの供給にしっかりと対応してゆかねばならないということでありましょう。

そして、取りも直さず、我々がめざすべき視点は、個人であれ企業であれ、我々が提供する金融サービスが顧客に満足と感動を与えるものでなければならないというただ一点であり、そのために我々は、じっと耳を澄まし、顧客の声に謙虚に耳を傾け、顧客の立場や実情を斟酌し、共に知恵を絞り、顧客の未来図を描くお手伝いを通じて、地域金融機関としての「信認」と「安心」を勝ち取るということに収れんされると考えております。

そして、これらの実現のために、当行では本年４月から、これまでの研修制度を一新し、行員の自主参加型を基本に、新入行員から幹部養成までを手がける「京都銀行金融大学校」を行内に新設いたしました。同大学校では、専門知識や管理職技能を養い、企業経営などの支援機能や営業力の強化、サービスの向上や経営体制の強化にもつなげることをめざし、従来の各階層別の集合研修等に加え、新たに語学や各業務別の実践講座等を開設して、大学教授をはじめ学識経験者などの専門家を外部からも招き、より高度な専門職、管理職の養成に力を注ぎます。こうして、安易に他に依存せず、高い志をもち、自発的に問題解決に立ち上がる行員たるべく、すべての行員が「自ら学び実践する」企業風土を醸成してまいる所存でございます。

このように、積極的な攻めと鉄壁の守りの対応を一段と進化させ、広域型地方銀行という成長戦略の実現とともに、活力ある地域経済への貢献に邁進する当行でございますが、本年は、一昨年４月にスタートした３か年の第３次中期経営計画『し・ん・か』の最終年度を迎え、その総仕上げとして、他に一歩先んじるアグレッシブな行動で成果を積み上げるべく、まさに当行の真価が問われる１年と位置づけております。

すなわち、「企業真価の向上と地域社会との共感・共生」という基本方針の実現に向けて、本年度は「リテール取引の徹底推進」～「拡大」と「深掘り」～を主要テーマに、顧客に密着した取引の拡大強化や、提案型営業活動の一層の推進による取引内容・密度の深掘りをめざし、地道にそして着実に成果を積み上げてまいりたいと思います。そして、地域社会とともに発展をめざすという、決してぶれない軸を変わることなく経営の中心に据え、お客さまと地域社会からの期待と信頼にしっかりとお応えしつつ、当行自らのさらな

る成長をめざしてまいります。

なにとぞ、株主の皆さまにおかれましては、引き続き格別のご支援、ご高配を賜わりますよう、心からお願い申しあげます。

(2) 財産及び損益の状況

（単位：億円）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
預金	49,527	50,365	55,338	57,728
定期性預金	21,492	21,947	25,886	26,171
その他	28,034	28,417	29,451	31,557
社債	200	200	200	150
新株予約権付社債	469	411	385	299
貸出金	33,362	34,527	36,301	38,434
個人向け	10,287	10,727	11,483	12,034
中小企業向け	16,296	16,234	16,307	16,374
その他	6,778	7,565	8,510	10,024
商品有価証券	5	3	2	2
有価証券	24,252	27,321	22,938	27,120
国債	6,004	5,698	6,129	10,005
その他	18,248	21,622	16,809	17,114
総資産	64,298	66,271	66,731	71,041
内国為替取扱高	285,544	294,896	318,998	294,483
外国為替取扱高	百万ドル 9,176	百万ドル 10,954	百万ドル 15,227	百万ドル 12,770
経常利益	百万円 32,569	百万円 33,895	百万円 13,198	百万円 25,578
当期純利益	百万円 20,294	百万円 20,811	百万円 10,030	百万円 15,588
1株当たりの当期純利益	円銭 57.77	円銭 58.31	円銭 27.69	円銭 41.91

（注） 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	3,141人	3,007人
平均年齢	35年6月	35年10月
平均勤続年数	12年1月	12年4月
平均給与月額	373千円	401千円

（注） 1．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2．使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
3．平均給与月額は、賞与を除く３月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ．営業所数の推移

	当年度末	前年度末
京都府	104店（うち出張所 5）	103店（うち出張所 5）
大阪府	22（－）	21（－）
滋賀県	10（－）	8（－）
奈良県	6（－）	5（－）
兵庫県	7（－）	6（－）
東京都	1（－）	1（－）
合計	150（5）	144（5）

（注） 1．上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を２か所（前年度末２か所）、店舗外現金自動設備を292か所（前年度末285か所）、セブン銀行との提携による共同の店舗外現金自動設備を13,432か所（前年度末12,814か所）それぞれ設置しております。
2．当年度において、店舗外現金自動設備の山城病院出張所（木津川市）、運転免許試験場前出張所（京都市）を廃止しております。
また、京阪電気鉄道株式会社および株式会社京阪カードとの業務提携による「ステーション ATM エキバンク」の京阪なにわ橋駅出張所（大阪市）を廃止しております。

ロ．当年度新設営業所

営業所名	所在地
JR尼崎駅前支店	兵庫県尼崎市潮江一丁目２番６号
大津支店	滋賀県大津市におの浜三丁目４番58号
生駒支店	奈良県生駒市谷田町878番１
長岡今里支店	京都府長岡京市今里三丁目３番10号
吹田支店	大阪府吹田市高城町１番５号
石山支店	滋賀県大津市栄町２番２号

（注）　上記のほか、当年度において店舗外現金自動設備をバザールタウン福知山出張所（福知山市）、木津川市役所出張所（木津川市）、COCOE出張所（尼崎市）、北山出張所（京都市）、阪急高槻市駅前出張所（高槻市）、アヤハディオ水口店出張所（甲賀市）、JR草津駅西口出張所（草津市）、マツヤスーパー大津美崎店出張所（大津市）、アピタ大和郡山店出張所（大和郡山市）の９か所に設置いたしました。
　また、京阪電気鉄道株式会社および株式会社京阪カードとの業務提携による「ステーションATMエキバンク」の京阪祇園四条駅出張所（京都市）を設置いたしました。
　株式会社セブン銀行との提携による共同の店舗外現金自動設備は618か所増加いたしました。

⑸　設備投資の状況

イ．設備投資の総額

（単位：百万円）

設備投資の総額	7,047

ロ．重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内容	金額
店舗の新設（JR尼崎駅前支店ほか５か店）	2,627
店舗の新築移転（門真支店ほか２か店）	2,738
事務センター改修	891
事務機器	766

（注）　設備の記載金額については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

⑹ 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
				百万円	%	
烏丸商事株式会社	京都市中京区三条通烏丸東入梅忠町９番地	不動産管理・賃貸業務、当行役職員への商品等あっ旋業務	昭和33年10月１日	10	100.0	―
				百万円	%	
京銀ビジネスサービス株式会社	京都市南区上鳥羽南塔ノ本町25番地	事務代行業務、特定労働者派遣業務	昭和58年７月１日	10	100.0	―
				百万円	%	
京都信用保証サービス株式会社	京都市中京区三条通烏丸東入梅忠町９番地	信用保証業務	昭和54年10月18日	30	5.0 （－）	（注）２
				百万円	%	
京銀リース・キャピタル株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地	リース業務、投融資業務	昭和60年６月10日	100	71.7 （66.7）	（注）２
				百万円	%	
京都クレジットサービス株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地	クレジットカード業務	昭和57年11月15日	50	67.1 （62.1）	（注）２
				百万円	%	
京銀カードサービス株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地	クレジットカード業務	平成元年９月18日	50	60.0 （55.0）	（注）２
				百万円	%	
株式会社京都総合経済研究所	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地	経済調査・研究業務、経営相談業務	昭和62年４月１日	30	83.3 （78.3）	（注）２

（注） １．「当行が有する子会社等の議決権比率」欄の括弧内は、子法人等による間接所有の割合（内書）であります。

２．銀行法施行令第４条の２第２項に規定する子法人等であります。

重要な業務提携の概況

1．地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称 ACS）を行っております。

2．地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称 MICS）を行っております。

3．地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称 CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

4．株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動入金のサービス等を行っております。

5．株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動入金のサービス等を行っております。

２．会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

⑴　会社役員の状況

（年度末現在）

氏　　名	地　位　及　び　担　当	重要な兼職	そ　の　他
柏　原　康　夫	取締役頭取（代表取締役）		
髙　﨑　秀　夫	専務取締役（代表取締役） 監査部担当		
森　瀬　正　博	専務取締役 リスク統轄部担当		
大　井　成　夫	常務取締役 営業統轄部・お客様サービス部担当		
勝　田　純　一	常務取締役 個人部・阪神営業本部担当		
大　同　一　生	常務取締役 審査部・証券国際部・海外駐在員事務所担当		
中　村　久　義	常務取締役 本店営業部長		
西　　良　夫	常務取締役 事務部・事務センター・システム部担当		
豊　部　克　之	常務取締役 市場金融部・東京事務所・東京支店担当		
小　林　正　幸	常務取締役 公務部・人事部担当		
井野口　順　治	常務取締役 法人部・総務部担当		
土　井　伸　宏	常務取締役 総合企画部・広報部・秘書室担当		
堤　　勉	常任監査役（常勤）		
斎　藤　一　雄	監査役（常勤）		
神　出　兼　嘉	監査役（社外監査役）		
中　間　信　一	監査役（社外監査役）		

（注）　１．監査役神出兼嘉氏、中間信一氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所および大阪証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
２．監査役神出兼嘉氏は、弁護士の資格を有しており、法務等に関する相当程度の知見を有するものであります。
３．監査役中間信一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

⑵ 会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　　分	支給人数	報　酬　等
取　締　役	12	518
監　査　役	5	59
計	17	577

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成18年６月29日開催の第103期定時株主総会において、年額600百万円以内と決議いただいております。
　　また、監査役の報酬限度額は、平成20年６月27日開催の第105期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。
２．支給人数には、平成21年６月26日開催の第106期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名を含めております。
３．取締役の報酬等の額には、当事業年度における役員賞与金90百万円ならびに株式報酬型ストックオプション報酬額80百万円を含めております。なお、株式報酬型ストックオプションの報酬枠（年額150百万円以内）は、平成20年６月27日開催の第105期定時株主総会において決議いただいております。

３．社外役員に関する事項

⑴ 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在 任 期 間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
神　出　兼　嘉	６年９か月	当期開催の取締役会（12回）及び監査役会（14回）の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。
中　間　信　一	４年９か月	当期開催の取締役会12回のうち11回及び監査役会（14回）の全てに出席しております。	主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。

⑵ 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	銀行からの報酬等
報酬等の合計	2	13

4．会社の株式に関する事項

(1) 株　式　数　　発行可能株式総数　　1,000,000千株

発行済株式の総数　　379,203千株

（注）　株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数　　12,160名

(3) 大　株　主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	17,375千株	4.59%
日本生命保険相互会社	16,589	4.39
東京海上日動火災保険株式会社	14,098	3.73
グンゼ株式会社	10,458	2.76
明治安田生命保険相互会社	10,001	2.64
株式会社損害保険ジャパン	8,912	2.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,334	2.20
京セラ株式会社	7,980	2.11
株式会社みずほコーポレート銀行	7,500	1.98
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS	7,398	1.95

（注）　1．持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2．持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数（1,315千株）を控除のうえ算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

5．当行の新株予約権等に関する事項

⑴　事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取　締　役	①新株予約権の割当日 平成20年７月29日 ②新株予約権の数 781個 ③目的となる株式の種類及び数 当行普通株式　78,100株 ④新株予約権の行使期間 平成20年７月30日から平成50年７月29日まで ⑤権利行使価額（１株当たり） １円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	12名
	①新株予約権の割当日 平成21年７月29日 ②新株予約権の数 1,012個 ③目的となる株式の種類及び数 当行普通株式　101,200株 ④新株予約権の行使期間 平成21年７月30日から平成51年７月29日まで ⑤権利行使価額（１株当たり） １円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	12名
監　査　役	―	―

⑵ 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
使　用　人	①新株予約権の割当日 平成21年７月29日 ②新株予約権の数 107個 ③目的となる株式の種類及び数 当行普通株式　10,700株 ④新株予約権の行使期間 平成21年７月30日から平成51年７月29日まで ⑤権利行使価額（１株当たり） １円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。	５名
子会社及び子法人等の会社役員及び使用人	―	―

６．会計監査人に関する事項

⑴ 会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ ＜指定有限責任社員＞ 公認会計士　髙　橋　一　浩 公認会計士　山　口　圭　介 公認会計士　鈴　木　朋　之	61	非監査業務として次の業務があります。 ・統合的リスク管理態勢全般に関する外部評価業務 ・普通社債発行のためのコンフォートレターに係る業務

（注）１．髙橋一浩氏、山口圭介氏及び鈴木朋之氏は公認会計士法（昭和23年法律第103号）第34条の10の５に規定する指定有限責任社員であります。
２．当行、子会社及び子法人等が当行の会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は69百万円であります。

⑵ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項に定める解任事由に該当するとき、会計監査人が社会的な信用を失墜したとき等、当行の監査業務に重大な支障を来たすと認められる事由が生じたときは、会計監査人の解任又は不再任に必要な手続きを行います。

７．業務の適正を確保する体制

当行は取締役会で内部統制システムの基本方針を次のとおり決議しております。

⑴　取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①　コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題の一つと位置付け、役職員がその徹底をはかります。そのための遵守基準となる企業倫理・行動規範等を制定しております。

②　コンプライアンス推進体制として、本部にコンプライアンス委員会、コンプライアンス統括部署等を置くとともに、各部店にコンプライアンス担当者を置き、指導・研修・点検・報告を徹底しております。また、不正行為を発見した場合の行内通報制度を設けております。

③　毎年度、コンプライアンス・プログラムを作成し、コンプライアンスの計画的な推進をはかるとともに、定期的に進捗状況を取締役会に報告しております。

④　コンプライアンスを実現するための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」等の諸規程を制定しております。

⑤　反社会的勢力との関係を遮断し、当該勢力による被害を防止するための体制を整備しております。

⑥　内部監査部署が、各部店のコンプライアンス状況を監査し、取締役会に報告しております。

⑵　取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会は「情報セキュリティポリシー」で情報の保存および管理の方法に関する事項を定め、情報文書等の保存・管理体制を整備しております。

⑶　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「統合的リスク管理規程」により、以下の主要なリスクをはじめ、業務において保有するすべてのリスクを的確に把握し、環境変化に適切に対応できる内部管理体制を定めております。

①市場リスク、②流動性リスク、③信用リスク、④オペレーショナル・リスク（事務リスク、情報セキュリティリスク（情報リスク、システムリスク）、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク）、⑤評判リスク

⑷　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　取締役会において役職員が共有する全行的な目標を定めた中期経営計画（期間２～３年）を策定し、それに基づき年度（半期見直し）を期間とする業務運営方針、半期ごとの総合予算を定め、各取締役が各自の分掌ごとに業務遂行をはかる体制としております。

②　これらの進捗状況について、取締役会において半期ごとに計画の成果と課題を把握し、さらに四半期ごとに予算・決算の状況を管理することにより、取締役の相互牽制、業務執行の監督を行っております。

③　具体的な業務の遂行にあたっては、行内規程に定める職務権限等を遵守し、適正かつ迅速な職務執行を行うこととしております。

⑸　当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　当行グループ会社の経営に関して、基本事項については総合企画部、人事事項については人事部、日常業務の運営については各個別管理部が管理する体制とし、内規においてその職務分担を明記しております。

②　グループ各社の業務遂行については、個別管理部長等が各社の取締役となり、取締役会への出席、営業概況報告等を通じて状況の把握、指導を行うほか、半期ごとに資産査定ならびに決算結果について当行の取締役会へ報告することとしております。

③　当行の内部監査部署は、当行およびグループ各社の内部監査を実施し、また、当行の監査役はグループ各社の監査役を兼任しております。これにより、当行およびグループ各社の監査等を横断的に実施し、業務の適正を確保する体制を構築しております。

⑹　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

内規上、監査役から監査部に指示・命令し、その部員を監査業務のスタッフとして活用できることとしております。

⑺　監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が監査部へ指示、命令した業務の遂行については、監査部員は監査役のスタッフとして「監査役の指示・命令により処理する」ことを職務権限規程に明記し、取締役の指揮・命令系統からは独立した体制としております。

⑻　取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役に対し、常務会・ALM 会議・コンプライアンス委員会・非常事態対策本部会議等の重要な会議への出席を求め、それらの会議を通じて、銀行に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、業務執行状況として重要な事項、内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款違反、行内通報制度等による通報状況、その他経営上重要な事項を報告します。

監査役から業務および財産に関する報告を求められた場合は、取締役および使用人は、これに応じることとしております。

⑼　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役を含め役付取締役は、監査役会と定期的に会合をもち、当行の経営方針、対処すべき課題等について意見を述べるとともに、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換するものとしております。

第107期末（平成22年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	222,614	預金	5,772,839
現金	72,462	当座預金	252,273
預け金	150,151	普通預金	2,403,238
コールローン	236,768	貯蓄預金	88,557
買現先勘定	5,074	通知預金	26,264
買入金銭債権	6,371	定期預金	2,570,631
商品有価証券	282	定期積金	46,497
商品国債	282	その他の預金	385,376
金銭の信託	1,959	譲渡性預金	538,916
有価証券	2,712,081	コールマネー	23,897
国債	1,000,584	売現先勘定	5,074
地方債	107,325	債券貸借取引受入担保金	21,461
社債	727,285	借用金	40,940
株式	493,531	借入金	40,940
その他の証券	383,354	外国為替	185
貸出金	3,843,439	売渡外国為替	185
割引手形	32,446	社債	15,000
手形貸付	141,188	新株予約権付社債	29,953
証書貸付	3,143,532	その他負債	51,256
当座貸越	526,273	未決済為替借	8
外国為替	3,508	未払法人税等	6,981
外国他店預け	2,062	未払費用	10,655
買入外国為替	1,009	前受収益	2,425
取立外国為替	436	従業員預り金	1,198
その他資産	27,916	給付補てん備金	281
未収収益	7,397	金融派生商品	7,892
金融派生商品	11,750	リース債務	129
その他の資産	8,767	その他の負債	21,684
有形固定資産	71,871	退職給付引当金	23,063
建物	25,806	睡眠預金払戻損失引当金	233
土地	38,269	偶発損失引当金	943
リース資産	120	繰延税金負債	90,985
建設仮勘定	339	再評価に係る繰延税金負債	326
その他の有形固定資産	7,336	支払承諾	12,288
無形固定資産	2,443	負債の部合計	6,627,365
ソフトウエア	2,162	（純資産の部）	
その他の無形固定資産	280	資本金	42,103
支払承諾見返	12,288	資本剰余金	30,301
貸倒引当金	△ 42,478	資本準備金	30,301
		利益剰余金	220,749
		利益準備金	17,456
		その他利益剰余金	203,293
		別途積立金	185,875
		繰越利益剰余金	17,418
		自己株式	△ 1,222
		株主資本合計	291,933
		その他有価証券評価差額金	185,184
		繰延ヘッジ損益	△ 969
		土地再評価差額金	476
		評価・換算差額等合計	184,691
		新株予約権	151
		純資産の部合計	476,775
資産の部合計	7,104,140	負債及び純資産の部合計	7,104,140

第107期（平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**121,166**
資金運用収益	**99,339**	
貸出金利息	65,542	
有価証券利息配当金	32,398	
コールローン利息	1,275	
その他の受入利息	121	
役務取引等収益	**12,795**	
受入為替手数料	4,805	
その他の役務収益	7,990	
その他業務収益	**6,907**	
外国為替売買益	996	
商品有価証券売買益	26	
国債等債券売却益	5,560	
金融派生商品収益	324	
その他経常収益	**2,124**	
株式等売却益	346	
金銭の信託運用益	3	
その他の経常収益	1,774	
経常費用		**95,587**
資金調達費用	**16,966**	
預金利息	12,021	
譲渡性預金利息	2,401	
コールマネー利息	180	
債券貸借取引支払利息	42	
借用金利息	775	
社債利息	331	
金利スワップ支払利息	1,198	
その他の支払利息	12	
役務取引等費用	**7,596**	
支払為替手数料	826	
その他の役務費用	6,770	
その他業務費用	**1,114**	
国債等債券売却損	740	
国債等債券償却	373	
営業経費	**54,144**	
その他経常費用	**15,765**	
貸倒引当金繰入額	12,002	
貸出金償却	2	
株式等売却損	119	
株式等償却	364	
金銭の信託運用損	1	
その他の経常費用	3,274	
経常利益		**25,578**
特別利益		**5**
固定資産処分益	5	
特別損失		**194**
固定資産処分損	181	
減損損失	12	
税引前当期純利益		**25,390**
法人税、住民税及び事業税	**11,550**	
法人税等調整額	**△ 1,748**	
法人税等合計		**9,802**
当期純利益		**15,588**

第107期（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科目	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	37,825
当期変動額	
新株予約権の行使	4,278
当期変動額合計	4,278
当期末残高	42,103
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	26,035
当期変動額	
新株予約権の行使	4,266
当期変動額合計	4,266
当期末残高	30,301
資本剰余金合計	
前期末残高	26,035
当期変動額	
新株予約権の行使	4,266
当期変動額合計	4,266
当期末残高	30,301
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	17,456
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	17,456
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	179,375
当期変動額	
別途積立金の積立	6,500
当期変動額合計	6,500
当期末残高	185,875
繰越利益剰余金	
前期末残高	12,347
当期変動額	
剰余金の配当	△ 3,711
別途積立金の積立	△ 6,500
当期純利益	15,588
土地再評価差額金の取崩	△ 306
当期変動額合計	5,070
当期末残高	17,418
利益剰余金合計	
前期末残高	209,178
当期変動額	
剰余金の配当	△ 3,711
別途積立金の積立	—
当期純利益	15,588
土地再評価差額金の取崩	△ 306
当期変動額合計	11,570
当期末残高	220,749

科　　目	金　　額
自己株式	
前期末残高	△ 1,165
当期変動額	
新株予約権の行使	1
自己株式の取得	△ 58
当期変動額合計	△ 56
当期末残高	△ 1,222
株主資本合計	
前期末残高	271,874
当期変動額	
新株予約権の行使	8,546
剰余金の配当	△ 3,711
別途積立金の積立	—
当期純利益	15,588
土地再評価差額金の取崩	△ 306
自己株式の取得	△ 58
当期変動額合計	20,059
当期末残高	291,933
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	85,972
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	99,212
当期変動額合計	99,212
当期末残高	185,184
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	△ 1,051
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	81
当期変動額合計	81
当期末残高	△ 969
土地再評価差額金	
前期末残高	170
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	306
当期変動額合計	306
当期末残高	476
評価・換算差額等合計	
前期末残高	85,091
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	99,600
当期変動額合計	99,600
当期末残高	184,691
新株予約権	
前期末残高	63
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	87
当期変動額合計	87
当期末残高	151
純資産合計	
前期末残高	357,029
当期変動額	
新株予約権の行使	8,546
剰余金の配当	△ 3,711
別途積立金の積立	—
当期純利益	15,588
土地再評価差額金の取崩	△ 306
自己株式の取得	△ 58
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	99,687
当期変動額合計	119,746
当期末残高	476,775

個 別 注 記 表

重要な会計方針

1．商品有価証券の評価基準及び評価方法
　商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2．有価証券の評価基準及び評価方法
⑴　有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については、移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
⑵　有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
　デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4．固定資産の減価償却の方法
⑴　有形固定資産（リース資産を除く）
　有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
　　建　物　８年～50年
　　その他　５年～50年
⑵　無形固定資産（リース資産を除く）
　無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。
⑶　リース資産
　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5．繰延資産の処理方法
　社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
　外貨建の資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7．引当金の計上基準
⑴　貸倒引当金
　貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
　破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
　破綻懸念先で、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。
　上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
　すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
⑵　退職給付引当金
　退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。
　　数理計算上の差異　　各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理

（会計方針の変更）
当事業年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その３）」（企業会計基準第19号平成20年７月31日）を適用しております。
なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。
⑶ 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
⑷ 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払い等に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
８．リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
９．ヘッジ会計の方法
⑴ 金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジ（キャッシュ・フローを固定するヘッジ）によっております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。
⑵ 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
10. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更
（金融商品に関する会計基準）
当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年３月10日）を適用しております。
これにより、従来の方法に比べ、有価証券は104百万円増加、繰延税金負債は42百万円増加、その他有価証券評価差額金は61百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ184百万円増加しております。

注記事項
（貸借対照表関係）
１．関係会社の株式及び出資総額　946百万円
２．貸出金のうち、破綻先債権額は14,321百万円、延滞債権額は136,951百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
３．貸出金のうち、３か月以上延滞債権額は15百万円であります。
なお、３か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
４．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,194百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払

猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３か月以上延滞債権に該当しないものであります。

５．破綻先債権額、延滞債権額、３か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は158,484百万円であります。

なお、上記２．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

６．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、33,442百万円であります。

７．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	26,383百万円
買現先勘定	5,074百万円

担保資産に対応する債務

預金	27,896百万円
債券貸借取引受入担保金	21,461百万円
売現先勘定	5,074百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券323,811百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は1,551百万円であります。

８．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,097,677百万円であります。このうち、原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,055,115百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

９．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成14年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額（路線価）に基づいて、奥行価格補正、時点修正等の合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　　2,611百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額　　66,509百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額　　2,083百万円

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金40,500百万円が含まれております。

13. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

14. 新株予約権付社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）であります。

15.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は34,322百万円であります。

16. １株当たりの純資産額　　1,261円28銭

17. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額　　797百万円

18. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

19. 関係会社に対する金銭債権総額　11,355百万円
20. 関係会社に対する金銭債務総額　12,335百万円

（損益計算書関係）
1．関係会社との取引による収益
　資金運用取引に係る収益総額　△72百万円
　役務取引等に係る収益総額　44百万円
　その他業務・その他経常取引に係る収益総額　235百万円
　関係会社との取引による費用
　資金調達取引に係る費用総額　28百万円
　役務取引等に係る費用総額　1,208百万円
　その他業務・その他経常取引に係る費用総額　1,373百万円
2．１株当たり当期純利益金額　41円91銭
3．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額　38円57銭
4．関連当事者との取引
　子会社及び子法人等

種　類	会社等の名称	議決権の所有（被所有）割　合	関連当事者との関係	取　引の内容	取引金額（百万円）	科　目	期末残高
子法人等	京都信用保証サービス株式会社	所有直接５％	当行ローンの保証役員の兼任	当行ローンの保証	1,159,598	―	―
				上記に伴う代位弁済	2,128	―	―

京都信用保証サービス株式会社より当行の各種ローンに対して保証を受けております。なお、保証料は、各種ローン債務者から直接保証会社に支払うほか、一部のローンについては当行より支払っており、当行の支払額は951百万円であります。なお、取引条件については、交渉のうえ決定しております。

（株主資本等変動計算書関係）
自己株式の種類及び株式数に関する事項　（単位：千株）

	前事業年度末株　式　数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株　式　数	摘　　要
自己株式					
普通株式	1,247	69	1	1,315	（注）

（注）自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる取得であり、減少は新株予約権（ストック・オプション）の権利行使による譲渡であります。

（有価証券関係）
貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか､「商品有価証券」が含まれております。
1．売買目的有価証券（平成22年３月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	0

2．満期保有目的の債券（平成22年３月31日現在）
該当ありません。

3．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成22年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）
子会社・子法人等株式	―	―	―
関連法人等株式	―	―	―

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	25
関連法人等株式	―

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4．その他有価証券（平成22年３月31日現在）

	種　類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差　額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	473,296	158,579	314,717
	債券	1,262,586	1,250,467	12,118
	国債	522,257	519,557	2,699
	地方債	84,930	83,630	1,299
	短期社債	―	―	―
	社債	655,399	647,279	8,119
	その他	168,047	164,610	3,437
	外国債券	150,234	147,552	2,682
	その他	17,812	17,057	755
	小　計	1,903,930	1,573,657	330,273
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	16,738	19,529	△ 2,791
	債券	572,608	580,730	△ 8,121
	国債	478,327	484,858	△ 6,530
	地方債	22,395	22,472	△ 76
	短期社債	―	―	―
	社債	71,886	73,400	△ 1,514
	その他	213,308	220,436	△ 7,128
	外国債券	175,447	177,505	△ 2,057
	その他	37,860	42,931	△ 5,071
	小　計	802,655	820,696	△ 18,041
合　計		2,706,586	2,394,354	312,232

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株　式	3,470
その他	1,998
合　　計	5,469

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）
該当ありません。

6．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	5,324	346	119
債券	621,909	5,530	702
国債	582,685	4,465	702
地方債	25,287	742	—
短期社債	—	—	—
社債	13,937	323	0
その他	9,466	29	38
外国債券	9,085	27	4
その他	380	2	33
合　計	636,700	5,906	860

7．保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8．減損処理を行った有価証券
その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
当事業年度における減損処理額は、704百万円（うち、株式330百万円、その他の証券373百万円）であります。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、決算日の時価が取得原価の50%以上下落した銘柄は一律減損処理し、また決算日の時価が取得原価の30%以上50%未満下落した銘柄は過去１年間の平均時価が30%以上下落したものを減損処理するほか、信用リスク等を勘案し減損処理しております。

（金銭の信託関係）

1．運用目的の金銭の信託（平成22年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	1,959	―

2．満期保有目的の金銭の信託（平成22年３月31日現在）

該当ありません。

3．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成22年３月31日現在）

該当ありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	14,860	百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	9,384	百万円
有価証券償却損金算入限度超過額	7,857	百万円
減価償却費損金算入限度超過額	768	百万円
その他	5,212	百万円
繰延税金資産小計	38,083	百万円
評価性引当額	△ 2,021	百万円
繰延税金資産合計	36,062	百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 127,047	百万円
繰延税金負債合計	△ 127,047	百万円
繰延税金負債の純額	△ 90,985	百万円

（注）個別注記表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表（平成22年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
現金預け金	222,701	預金	5,765,294
コールローン及び買入手形	236,768	譲渡性預金	534,316
買現先勘定	5,074	コールマネー及び売渡手形	23,897
買入金銭債権	11,055	売現先勘定	5,074
商品有価証券	282	債券貸借取引受入担保金	21,461
金銭の信託	1,959	借用金	42,540
有価証券	2,716,645	外国為替	185
貸出金	3,834,750	社債	15,000
外国為替	3,508	新株予約権付社債	29,953
リース債権及びリース投資資産	9,415	その他負債	63,924
その他資産	32,211	退職給付引当金	23,152
有形固定資産	72,338	睡眠預金払戻損失引当金	233
建物	25,890	偶発損失引当金	943
土地	38,615	繰延税金負債	90,993
建設仮勘定	344	再評価に係る繰延税金負債	326
その他の有形固定資産	7,488	支払承諾	12,288
無形固定資産	2,574	**負債の部合計**	**6,629,584**
ソフトウェア	2,287		
その他の無形固定資産	287	**（純資産の部）**	
繰延税金資産	3,128	資本金	42,103
支払承諾見返	12,288	資本剰余金	30,301
貸倒引当金	△ 49,412	利益剰余金	222,640
		自己株式	△ 1,222
		株主資本合計	**293,823**
		その他有価証券評価差額金	185,193
		繰延ヘッジ損益	△ 969
		土地再評価差額金	476
		評価・換算差額等合計	**184,700**
		新株予約権	151
		少数株主持分	7,030
		純資産の部合計	**485,706**
資産の部合計	**7,115,290**	**負債及び純資産の部合計**	**7,115,290**

連結損益計算書

（平成21年４月１日から
平成22年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
経常収益		**129,564**
資金運用収益	99,608	
貸出金利息	65,768	
有価証券利息配当金	32,438	
コールローン利息及び買入手形利息	1,275	
その他の受入利息	124	
役務取引等収益	15,941	
その他業務収益	11,934	
その他経常収益	2,079	
経常費用		**102,827**
資金調達費用	16,979	
預金利息	12,008	
譲渡性預金利息	2,386	
コールマネー利息及び売渡手形利息	180	
債券貸借取引支払利息	42	
借用金利息	802	
社債利息	331	
その他の支払利息	1,225	
役務取引等費用	6,912	
その他業務費用	5,583	
営業経費	55,756	
その他経常費用	17,595	
貸倒引当金繰入額	13,527	
その他の経常費用	4,068	
経常利益		**26,737**
特別利益		**23**
固定資産処分益	5	
償却債権取立益	18	
特別損失		**195**
固定資産処分損	181	
減損損失	12	
税金等調整前当期純利益		**26,565**
法人税、住民税及び事業税	**12,206**	
法人税等調整額	**△ 1,916**	
法人税等合計		**10,289**
少数株主利益		**607**
当期純利益		**15,668**

連結株主資本等変動計算書 （平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	37,825
当期変動額	
新株予約権の行使	4,278
当期変動額合計	4,278
当期末残高	42,103
資本剰余金	
前期末残高	26,035
当期変動額	
新株予約権の行使	4,266
当期変動額合計	4,266
当期末残高	30,301
利益剰余金	
前期末残高	210,989
当期変動額	
剰余金の配当	△ 3,711
当期純利益	15,668
土地再評価差額金の取崩	△ 306
当期変動額合計	11,651
当期末残高	222,640
自己株式	
前期末残高	△ 1,165
当期変動額	
新株予約権の行使	1
自己株式の取得	△ 58
当期変動額合計	△ 56
当期末残高	△ 1,222
株主資本合計	
前期末残高	273,684
当期変動額	
新株予約権の行使	8,546
剰余金の配当	△ 3,711
当期純利益	15,668
土地再評価差額金の取崩	△ 306
自己株式の取得	△ 58
当期変動額合計	20,139
当期末残高	293,823
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	85,970
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	99,223
当期変動額合計	99,223
当期末残高	185,193
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	△ 1,051
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	81
当期変動額合計	81
当期末残高	△ 969
土地再評価差額金	
前期末残高	170
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	306
当期変動額合計	306
当期末残高	476

科　　目	金　　額
評価・換算差額等合計	
前期末残高	85,089
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	99,610
当期変動額合計	99,610
当期末残高	184,700
新株予約権	
前期末残高	63
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	87
当期変動額合計	87
当期末残高	151
少数株主持分	
前期末残高	6,322
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	708
当期変動額合計	708
当期末残高	7,030
純資産合計	
前期末残高	365,160
当期変動額	
新株予約権の行使	8,546
剰余金の配当	△ 3,711
当期純利益	15,668
土地再評価差額金の取崩	△ 306
自己株式の取得	△ 58
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	100,406
当期変動額合計	120,545
当期末残高	485,706

連 結 注 記 表

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1．子会社、子法人等及び関連法人等の定義に関する事項

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

2．連結の範囲に関する事項

⑴ 連結される子会社及び子法人等　７社

（会社名）

烏丸商事株式会社
京銀ビジネスサービス株式会社
京都信用保証サービス株式会社
京銀リース・キャピタル株式会社
京都クレジットサービス株式会社
京銀カードサービス株式会社
株式会社京都総合経済研究所

（会計方針の変更）

当連結会計年度から「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第22号平成20年５月13日公表分）を適用しております。なお、これによる影響はありません。

⑵ 非連結の子会社及び子法人等　　５社

（主要な会社名）

京都・同志社発ベンチャー育成投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

3．持分法の適用に関する事項

⑴ 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等

該当ありません。

⑵ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等　５社

（主要な会社名）

京都・同志社発ベンチャー育成投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

⑶ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

4．連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

３月末日　７社

5．会計処理基準に関する事項

⑴ 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

⑵ 有価証券の評価基準及び評価方法

㈠ 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

㈡ 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

⑶ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

⑷ 減価償却の方法

① 有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　８年～50年

その他　５年～50年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

⑸ 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先で、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

⑹ 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異　各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

（会計方針の変更）

当連結会計年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その３）」（企業会計基準第19号平成20年７月31日）を適用しております。

なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

⑺ 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

⑻ 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払い等に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

⑼ 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等については、当連結決算日現在、該当事項ありません。

⑽ リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開

始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

⑾　重要なヘッジ会計の方法

(イ)　金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジ（キャッシュ・フローを固定するヘッジ）によっております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ)　為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結される子会社及び子法人等については、当連結決算日現在、該当事項ありません。

⑿　消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6．連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

7．のれん及び負ののれんの償却に関する事項

該当事項はありません。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（金融商品に関する会計基準）

当連結会計年度末から、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年３月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年３月10日）を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、有価証券は104百万円増加、繰延税金負債は42百万円増加、その他有価証券評価差額金は61百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ184百万円増加しております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1．関係会社の株式及び出資総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資を除く）920百万円

2．貸出金のうち、破綻先債権額は14,826百万円、延滞債権額は139,020百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3．貸出金のうち、３か月以上延滞債権額は15百万円であります。

なお、３か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,204百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３か月以上延滞債権に該当しないものであります。

5．破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は161,068百万円であります。

なお、上記２.から５.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、33,442百万円であります。

7．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	26,383百万円
買現先勘定	5,074百万円

担保資産に対応する債務

預金	27,896百万円
債券貸借取引受入担保金	21,461百万円
売現先勘定	5,074百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券323,811百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は1,565百万円であります。

8．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,146,670百万円であります。このうち、原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,104,108百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成14年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額（路線価）に基づいて、奥行価格補正、時点修正等の合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　　2,611百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額　　66,909百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額　　2,083百万円

12. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金40,500百万円が含まれております。

13. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

14. 新株予約権付社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）であります。

15. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は34,322百万円であります。

16. １株当たりの純資産額　　1,266円31銭

17. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額　　797百万円

18. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

19. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 42,269百万円
年金資産（時価）	15,089百万円
未積立退職給付債務	△ 27,179百万円
会計基準変更時差異の未処理額	−百万円
未認識数理計算上の差異	4,027百万円
未認識過去勤務債務	−百万円
連結貸借対照表計上額の純額	△ 23,152百万円
前払年金費用	−百万円
退職給付引当金	△ 23,152百万円

（連結損益計算書関係）

1．１株当たり当期純利益金額　42円13銭

2．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額　38円77銭

（連結株主資本等変動計算書関係）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項　（単位：千株）

	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	365,663	13,539	―	379,203	（注）1
自己株式					
普通株式	1,247	69	1	1,315	（注）2

（注）1．新株予約権付社債(旧商法に基づき発行した転換社債を含む。)の株式への転換による増加であります。

2．自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる取得であり、減少は新株予約権（ストック・オプション）の権利行使による譲渡であります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	―					151	

3．配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年６月26日定時株主総会	普通株式	1,822百万円	５円	平成21年３月31日	平成21年６月29日
平成21年11月13日取締役会	普通株式	1,889百万円	５円	平成21年９月30日	平成21年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年６月29日定時株主総会	普通株式	1,889百万円	その他利益剰余金	５円	平成22年３月31日	平成22年６月30日

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務等の銀行業務を中心に、信用保証業務、リース業務、クレジットカード業務などの金融サービスを提供しております。地域における中枢的金融機関として安定した金融仲介機能を発揮することを基本的使命とし、中小企業や個人に対する預金や貸出金等の多様な金融サービスの提供、債券や株式等の有価証券への運用等により安定した収益を確保していくことで、健全経営を堅持しております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産のうち、貸出金については、主に地元企業や個人に対する事業資金や各種ローンであり、これらは与信先の経営状態の悪化等により元本や利息が回収できなくなる信用リスクを有しています。

また、有価証券は、主に債券や株式等であり、これらは、発行体の経営状態の悪化等により有価証券の価値が減少する信用リスクのほか、市場金利の変動により調達と運用の利鞘が縮小又は逆転する金利リスクや市場価格の変動により損失を被る価格変動リスクなどの市場リスクを有しています。

ほかにも、預金等の相対的に期間の短い資金で調達を行う一方で、貸出金や有価証券等の相対的に期間の長い資金で運用を行っているため、資金の運用と調達の期間ミスマッチや予期しない資金の流出等により資金繰りに支障をきたし、通常よりも著しく高いコストの資金調達を余儀なくされ損失を被るリスク、並びに市場の混乱等により、市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクなど、流動性リスクを有しています。

デリバティブ取引は、金利スワップ取引、金利キャップ取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引、為替予約取引等です。金利先物取引、債券オプション取引等については期中に取引を行っておりますが、当連結会計年度末時点での残高はございません。なお、連結子会社は、デリバティブ取引を行っておりません。

デリバティブ取引は、市況変動から損失を被る可能性のある市場リスクや取引の相手方が契約不履行に陥った場合に損失を被る可能性のある与信リスクが内包されております。なお、取引の大半がヘッジ目的や顧客取引に対するカバー取引であるため、市場リスクにつきましてはデリバティブ取引の被るリスクと資産・負債が被るリスクが相殺されるようになっております。

当行は、金利や為替等の相場変動にさらされている資産にかかるリスク（市場リスク）を回避する目的として、デリバティブ取引を活用するとともに、短期的な売買を行うトレーディング取引については一定の取引限度額等を設定し、取組んでおります。

このほか、新しい金融商品に対するお客様のニーズに積極的にお応えするために、デリバティブ取引を利用しております。

なお、デリバティブ取引を利用したヘッジ会計の内容は以下のとおりでございます。

①　ヘッジ会計の方法は繰延ヘッジ処理によっております。

②　ヘッジ方針（ヘッジ手段、ヘッジ対象を含む）

「金融商品会計に関する実務指針」等に準拠する内規に基づき、金利リスク及び債券・株式等の価格変動リスクを対象としております。

なお、当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりでございます。

・ヘッジ手段…金利スワップ、通貨スワップ

・ヘッジ対象…固定金利貸出資産の一部、定期預金の一部、外貨建有価証券の一部

③　金利スワップ並びに、通貨スワップにつきましては、期末基準日において、ヘッジの有効性を確認しております。

⑶　金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスクの管理

当行では、「信用リスク管理規程」により、管理態勢を定めたうえで、信用リスクの管理の強化に取組んでいます。

リスク統轄部与信企画室では、内部格付・自己査定制度、償却・引当など信用リスク管理の企画・統轄を行うとともに信用リスクの計量的な分析・把握を行っています。加えて、特定の取引先、特定の業種等に与信が集中していると、環境の変化等に伴い、大きな損失が発生する可能性があるため、さまざまな角度からポートフォリオの状況を分析し、過度な与信集中が起こらないよう管理しております。信用リスク量や与信集中状況については、毎月の ALM 会議に報告を行っております。

また、資産の健全性の維持・向上のために、グループ会社を含め、資産の自己査定を実施し適正な償却・引当を行っているほか、監査部に専門担当部署として資産監査室を設け、自己査定の実施状況及びこれに基

づく償却・引当の妥当性を監査するとともに、会計監査人の監査も受けております。

一方で、個別与信管理においては、営業部門から独立した審査部門として審査部を設け、厳格な審査を行っております。与信を行うにあたっては、審査部内の信用格付審査の審査担当が与信先の財務状態、技術力、将来性等に基づき、信用格付の付与を厳格に行い、それを踏まえ、融資案件審査の担当が資金使途や返済原資と合わせ総合的に返済能力を判断しております。

また、行員の階層別の融資業務研修を実施するなど審査能力の向上にも注力しております。

併せて、審査部内に経営支援室を設置し、各種の経営改善支援策を通じて経営不振先の抜本的な事業再生を図り、当行資産の健全化に取組んでいるほか、自己査定結果に基づき、与信先に対して、個別に対応方針を策定するとともに、継続的なモニタリングを通じ、業況の変化に応じた対応を実施するなど、リスク管理の強化に努めています。

② 市場リスクの管理

当行では、「市場リスク管理規程」により管理態勢を定めたうえで、市場リスク管理の強化に取組んでいます。所管部である証券国際部においては、有価証券等の市場リスクを適切に管理するため、自己資本・業務純益等の当行の体力や収益とのバランスを考慮したうえでポジション枠・損失限度額等のリスク許容度を設定しております。また、保有するポジション等のリスク量管理においては適正かつ正確な時価の定期的な計測と把握に努め、VaR 等によりリスク量を計量化し、当リスク量について ALM 会議に報告を行っております。

また、株式等にかかるリスク管理の方針を定めるとともに、日々のポジション・損益を算出し、経営へ報告するなど、十分なリスク管理体制を敷いております。当行及びグループ会社が保有している株式等については、6ヶ月ごとに実施する自己査定を通して正確な実態把握に努めており、自己査定結果については、監査部並びに会計監査人の監査を受けております。

そのうえで、当行では、リスク統轄部内にリスク管理室 ALM グループを設置し、預貸金を含めた市場リスクを信用リスクなど他のリスクと一元的に把握したうえで、これを体力（自己資本）の範囲内に適切にコントロールすることで安定した収益の確保に努めております。

このため、ALM グループでは、「VaR 法」、「資産・負債現在価値の変動額（アウトライヤー基準に基づく金利リスク量）」などによりリスク管理・分析を行っています。また、バックテスティングやストレステスト等により、計量化手法や管理方法の妥当性・有効性を検証しております。

さらに、ALM 会議では、半期ごとに信用・金利・流動性等リスク管理方針の見直しを行っております。また、算出した各リスク量については、毎月の ALM 会議において報告するとともに、資産・負債構成の適正化やリスクヘッジ等の対応策を検討するなど、戦略的なリスクマネジメントに努めております。

デリバティブ取引については、取引の大半がヘッジ目的や顧客取引に対するカバー取引ですが、短期的な売買を行うトレーディング取引については、一定の損失限度額等を設定し、管理しております。

③ 流動性リスクの管理

当行では、資金の運用・調達残高の予想・検証を入念に行うことにより、資金ポジションの適切な管理を行うとともに、市場からの調達可能額を常時把握する体制をとり、流動性リスクに備えております。

⑷ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に係る「契約額等」は名目上の契約額又は計算上想定している元本で、その金額自体がリスク額を意味するものではありません。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成22年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注２)参照)。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	222,701	222,701	―
(2) コールローン及び買入手形	236,768	236,768	―
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	3,316	3,341	25
その他有価証券	2,707,197	2,707,197	―
(4) 貸出金	3,834,750		
貸倒引当金（＊１）	△ 46,926		
	3,787,824	3,823,340	35,516
資産計	6,957,808	6,993,350	35,541
(1) 預金	5,765,294	5,771,713	6,419
(2) 譲渡性預金	534,316	534,364	47
負債計	6,299,610	6,306,077	6,466
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,229	1,229	―
ヘッジ会計が適用されているもの	2,629	2,629	―
デリバティブ取引計	3,858	3,858	―

（＊１） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊２） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様に新規に発行を行った場合に想定される利率で割引いて時価を算定しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負　債

⑴預金、及び⑵譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利スワップ取引、金利キャップ取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引、為替予約取引等であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（注２）　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産⑶その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式（＊１）（＊２）	4,132
②非上場その他の証券（＊３）	1,998
合　計	6,131

（＊１）　非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）　当連結会計年度において、非上場株式について34百万円減損処理を行っております。

（＊３）　非上場その他の証券のうち、ベンチャーファンド出資金など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

１．売買目的有価証券（平成22年３月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	0

2．満期保有目的の債券（平成22年３月31日現在）

	種　類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	2,814	2,842	28
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	―	―	―
	外国債券	―	―	―
	その他	―	―	―
	小　計	2,814	2,842	28
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	502	499	△ 3
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	―	―	―
	外国債券	―	―	―
	その他	―	―	―
	小　計	502	499	△ 3
合　計		3,316	3,341	25

3．その他有価証券（平成22年３月31日現在）

	種　類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差　額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	473,733	158,824	314,909
	債券	1,262,637	1,250,518	12,118
	国債	522,257	519,557	2,699
	地方債	84,930	83,630	1,299
	短期社債	—	—	—
	社債	655,450	647,330	8,119
	その他	168,047	164,610	3,437
	外国債券	150,234	147,552	2,682
	その他	17,812	17,057	755
	小　計	1,904,418	1,573,953	330,465
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	16,861	19,671	△ 2,809
	債券	572,608	580,730	△ 8,121
	国債	478,327	484,858	△ 6,530
	地方債	22,395	22,472	△ 76
	短期社債	—	—	—
	社債	71,886	73,400	△ 1,514
	その他	213,308	220,436	△ 7,128
	外国債券	175,447	177,505	△ 2,057
	その他	37,860	42,931	△ 5,071
	小　計	802,779	820,838	△ 18,059
合　計		2,707,197	2,394,791	312,406

（注）　非上場株式（連結貸借対照表計上額4,132百万円）及び非上場その他の証券の一部（連結貸借対照表計上額1,998百万円）については、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

該当ありません。

5．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	5,324	346	119
債券	621,909	5,530	702
国債	582,685	4,465	702
地方債	25,287	742	―
短期社債	―	―	―
社債	13,937	323	0
その他	9,466	29	38
外国債券	9,085	27	4
その他	380	2	33
合　計	636,700	5,906	860

6．保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
7．減損処理を行った有価証券
その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
当連結会計年度における減損処理額は、713百万円（うち、株式330百万円、社債９百万円、その他の証券373百万円）であります。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、連結決算日の時価が取得原価の50%以上下落した銘柄は一律減損処理し、また連結決算日の時価が取得原価の30%以上50%未満下落した銘柄は過去１年間の平均時価が30%以上下落したものを減損処理するほか、信用リスク等を勘案し減損処理しております。

（金銭の信託関係）
1．運用目的の金銭の信託（平成22年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	1,959	―

2．満期保有目的の金銭の信託（平成22年３月31日現在）
該当ありません。
3．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成22年３月31日現在）
該当ありません。

（ストック・オプション等関係）
1．ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
営業経費　　88百万円

2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

⑴　ストック・オプションの内容

	平成20年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役12名、当行の執行役員６名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 87,100株
付与日	平成20年７月29日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成20年７月30日から平成50年７月29日まで

	平成21年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役12名、当行の執行役員５名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 111,900株
付与日	平成21年７月29日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成21年７月30日から平成51年７月29日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

⑵　ストック・オプションの規模及びその変動状況

①ストック・オプションの数

	平成20年ストック・オプション	平成21年ストック・オプション
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	87,100株	―
権利付与	―	111,900株
権利失効	―	―
権利確定	87,100株	―
権利未確定残	―	111,900株
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	―	―
権利確定	87,100株	―
権利行使	1,500株	―
権利失効	―	―
権利未行使残	85,600株	―

②単価情報

	平成20年ストック・オプション	平成21年ストック・オプション
権利行使価格	１株あたり　１円	１株あたり　１円
行使時平均株価	１株あたり　882円	―
付与日における公正な評価単価	１株あたり　978円	１株あたり　805円

3．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成21年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

①使用した評価技法　　ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	平成21年ストック・オプション
株価変動性　（注１）	32.4%
予想残存期間　（注２）	４年11か月
予想配当　（注３）	１株あたり　10円
無リスク利子率（注４）	0.68%

（注）１．平成16年８月30日の週から平成21年７月20日の週までの株価の実績に基づき、週次で算出しております。

２．就任から退任までの平均的な期間、就任から発行日時点までの期間などから割り出した発行日時点での取締役の平均残存在任期間によって見積もっております。

３．平成21年３月期の配当実績

４．予想残存期間に対応する国債の利回り

4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（注）連結注記表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年５月６日

株式会社　京　都　銀　行
取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	髙　橋　一　浩　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山　口　圭　介　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴　木　朋　之　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社京都銀行の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年５月６日

株式会社　京　都　銀　行
取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	髙　橋　一　浩	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山　口　圭　介	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴　木　朋　之	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社京都銀行の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京都銀行及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成21年４月１日から平成22年３月31日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶連結計算書類の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年５月12日

株式会社　京都銀行　監査役会

監査役（常勤）　堤　　勉　㊞

監査役（常勤）　斎　藤　一　雄　㊞

監　査　役　神　出　兼　嘉　㊞

監　査　役　中　間　信　一　㊞

（注）監査役神出兼嘉及び監査役中間信一は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、経営環境の変化への備えならびに経営体質の強化を図るため、内部留保の充実に意を用いつつ、安定した配当を継続して行うことを基本としており、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、業績や経営環境を総合的に勘案するとともに、株主の皆さまへの利益還元を図るため、中間配当金と同じく１株につき５円とさせていただきたいと存じます。

⑴　配当財産の種類

金銭

⑵　株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式１株につき	金　5円
総　額	1,889,437,830円

⑶　剰余金の配当が効力を生ずる日

平成22年６月30日

２．剰余金の処分に関する事項

⑴　増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金	11,500,000,000円

⑵　減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	11,500,000,000円

第２号議案　取締役12名選任の件

取締役12名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）	所有する当行の株式数
1	柏原康夫 （昭和14年７月14日生）	昭和38年４月　当行入行 平成４年６月　同　取締役営業開発部長 平成５年２月　同　取締役人事部長 平成６年６月　同　常務取締役 平成９年６月　同　取締役副頭取 平成10年６月　同　取締役頭取（現職）	97,604株
2	髙﨑秀夫 （昭和19年11月２日生）	昭和42年４月　当行入行 平成９年６月　同　取締役審査部長 平成10年６月　同　取締役本店営業部長 平成13年６月　同　常務取締役 平成20年６月　同　専務取締役（現職） 監査部担当	52,188株
3	森瀬正博 （昭和23年１月25日生）	昭和45年４月　当行入行 平成12年６月　同　取締役総合企画部長 平成15年６月　同　常務取締役 平成20年６月　同　専務取締役（現職） リスク統轄部担当	33,764株
4	大同一生 （昭和26年３月１日生）	昭和48年４月　当行入行 平成15年６月　同　取締役審査部長 平成20年６月　同　常務取締役（現職） 審査部、証券国際部、 海外駐在員事務所担当	14,000株
5	中村久義 （昭和27年11月30日生）	昭和51年４月　当行入行 平成17年６月　同　取締役営業統轄部長 平成17年８月　同　取締役営業統轄部長兼 お客様サービス部長 平成20年６月　同　常務取締役本店営業部長（現職）	20,300株
6	西良夫 （昭和28年１月１日生）	昭和51年４月　当行入行 平成17年６月　同　取締役総合企画部長 平成18年６月　同　取締役本店営業部長 平成20年６月　同　常務取締役（現職） 事務部、事務センター、 システム部担当	15,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）	所有する当行の株式数
7	豊部克之 （昭和27年８月12日生）	昭和52年４月　当行入行 平成17年６月　同　取締役市場金融部長 平成18年６月　同　取締役総合企画部長 平成18年10月　同　取締役総合企画部長兼リスク統轄部長 平成19年６月　同　取締役総合企画部長 平成20年６月　同　常務取締役（現職） 市場金融部、東京事務所、東京支店担当	21,000株
8	小林正幸 （昭和28年８月25日生）	昭和53年４月　当行入行 平成17年６月　同　人事部長 平成18年６月　同　取締役市場金融部長 平成20年６月　同　常務取締役（現職） 公務部、人事部担当	44,530株
9	井野口順治 （昭和30年11月３日生）	昭和53年４月　当行入行 平成16年７月　同　本店営業部第一部長 平成18年６月　同　取締役秘書室長 平成20年６月　同　常務取締役（現職） 法人部、総務部担当	14,000株
10	土井伸宏 （昭和31年４月25日生）	昭和55年４月　当行入行 平成13年６月　同　秘書室長 平成18年６月　同　人事部長 平成19年６月　同　取締役人事部長 平成20年６月　同　常務取締役（現職） 総合企画部、広報部、秘書室担当	19,000株
11	松村孝之 （昭和29年１月１日生）	昭和53年４月　当行入行 平成12年４月　同　市場金融部次長 平成18年２月　同　下鴨支店長 平成19年６月　同　法人金融部長 平成20年６月　同　法人部長 平成21年６月　同　リスク統轄部長（現職）	5,000株
12	宮村定男 （昭和33年10月10日生）	昭和56年４月　当行入行 平成15年６月　同　寝屋川支店長 平成17年６月　同　伏見支店長 平成19年６月　同　総務部長（現職）	26,000株

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

補欠監査役鬼追明夫氏の選任の効力は、本総会開始の時までとなっておりますので、法令に定める社外監査役の員数が欠けた場合においても監査業務の継続性を維持するため、補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠監査役は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によってその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生 年 月 日）	略　　歴 （重要な兼職の状況）	所有する当行の株式数
鬼　追　明　夫 （昭和９年８月５日生）	昭和35年４月　弁護士登録（大阪弁護士会） 昭和37年４月　なにわ共同法律事務所開設（現職） （現弁護士法人なにわ共同法律事務所） 平成２年４月　大阪弁護士会会長 平成３年３月　同　退任 平成８年４月　日本弁護士連合会会長 平成10年３月　同　退任 平成11年８月　株式会社整理回収機構代表取締役 平成16年４月　同　退任 平成18年６月　当行補欠監査役選任 平成21年４月　財団法人日本漢字能力検定協会理事長 平成22年３月　同　退任	0株

（注）１．鬼追明夫氏が所属する弁護士法人なにわ共同法律事務所と当行との間に、顧問契約を締結しております。

２．鬼追明夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．鬼追明夫氏を補欠の社外監査役候補者とした理由

弁護士としての専門的な見地から、当行の経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査をしていただくことを期待して、補欠の社外監査役候補者とするものであります。

以　上

インターネット等による議決権行使のお手続きについて

インターネット等により議決権を行使される場合は、以下の事項をご了承のうえ、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申しあげます。

1．ご留意いただく事項

⑴ インターネットによる議決権行使は、当行の株主名簿管理人が開設する議決権行使サイト（http://daiko-sb.gcan.jp）をご利用いただくことによってのみ可能です。

※インターネットにより議決権を行使されます場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

⑵ インターネットにより議決権を行使された場合は、同封の議決権行使書をご郵送いただく必要はございません。

⑶ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主さまのご負担となりますのでご了承ください。

⑷ インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（平成22年６月28日（月曜日））午後５時まで可能ですが、議決権行使結果の集計上お早めに行使していただきますようお願い申しあげます。

2．お手続きの方法

⑴ **http://daiko-sb.gcan.jp** にアクセスしてください。

「QR コード」から議決権行使サイトへのアクセス方法

バーコード読取機能付き携帯電話で、左の「QR コード」を読み取り、議決権行使サイトへ接続してください。なお、操作方法につきましては、各携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（QR コードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

⑵ 株主さま確認のため、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力のうえ、画面の「ログイン」ボタンをクリックしてください。

⑶ 同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」は仮のものであり、株主さま以外の第三者による不正なアクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、株主さまの任意の「新パスワード」に変更していただきます。

※「新パスワード」は、本総会の議決権行使期間中、議決権行使サイトへ再度ログインする際に必要となります。再発行はいたしかねますので、ご失念にご注意ください。

⑷ 画面の案内に従って、議決権を行使してください。

3．システム環境について

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

⑴ インターネットにアクセスできること。

⑵ パソコンによるインターネット接続の場合

① インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Internet Explorer Ver.5.0以上、またはNetscape Communicator Ver.4.5以上を使用できること。

② 招集ご通知の添付ファイルを参照するためのソフトウェアとして、Acrobat Reader Ver.5.0以上を使用できること。

（Internet Explorerはマイクロソフト社、Netscape Communicatorはネットスケープ社、Acrobat Readerはアドビシステムズ社の登録商標または商標です。）

⑶ 携帯電話によるインターネット接続の場合

① SSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

② 以下のサービスが利用可能であること。

EZweb、iモード、Yahoo! ケータイ

（EZwebはKDDI株式会社、iモードは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、Yahoo! は米国Yahoo! Inc.の登録商標または商標です。）

4．お問い合わせ先（通話料無料）

インターネットによる議決権行使におけるパソコン操作等でご不明な場合のご連絡先

株式会社だいこう証券ビジネス　証券代行部（ITヘルプデスク）

電話　0120−911−860［受付時間：24時間］

＜機関投資家のみなさまへ＞

電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以　上

株主総会会場ご案内図

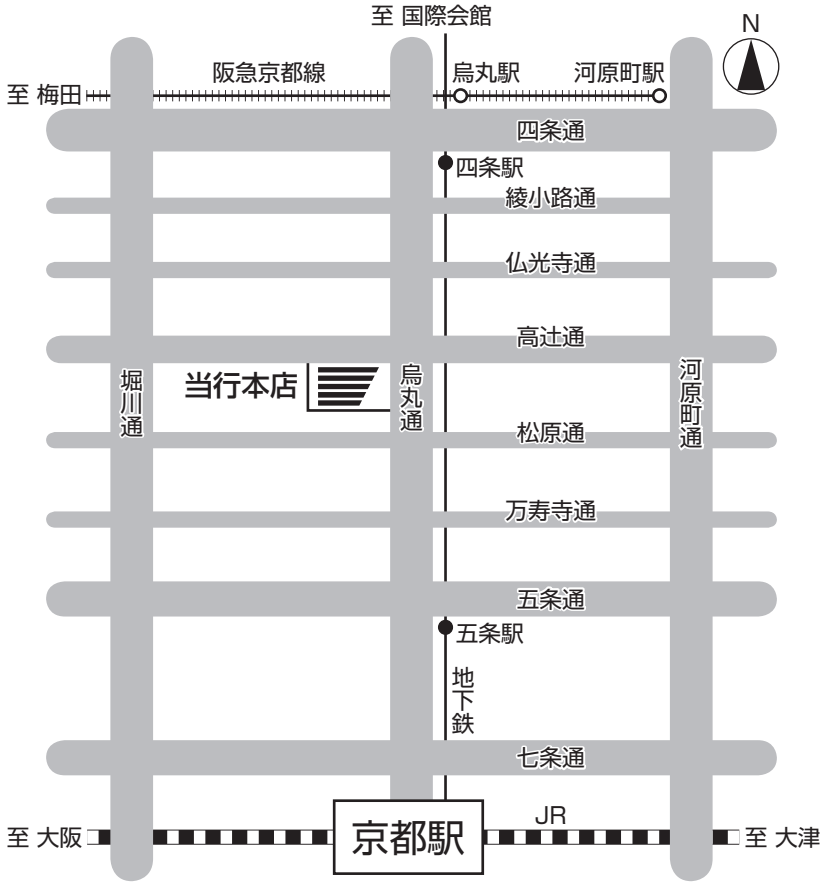

交通機関

地下鉄烏丸線「四条駅」下車（出口6・仏光寺通西）徒歩　約3分
阪急京都線「烏丸駅」下車（出口23・四条烏丸西南角）徒歩　約6分

（お願い）駐車場のスペースに限りがありますので、公共交通機関等を
ご利用いただきますようお願い申しあげます。